

【K-010C号】 加入者被保険者種別変更届（第3号被保険者用） 記入要領

身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1 基礎年金番号										フリガナ ネンキン イチロウ			生年月日			性別		
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	届出者氏名 年金 一郎			5:昭和 7:平成	年	月	日	1:男 2:女
住所										フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3			2 連絡先電話番号 (1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0)					
東京 都道府県										郡			市区町村			3		
被保険者種別										変更年月日			4			日		
<input checked="" type="checkbox"/> 第1号被保険者から第3号被保険者になった										7:平成 9:令和			年			月		
<input type="checkbox"/> 第2号被保険者から第3号被保険者になった										0			1			1		
<input type="checkbox"/> 任意加入被保険者から第3号被保険者になった										0			1			0		
5 掛金額区分 ※どちらかを選択してください										6 千			円			7		
<input checked="" type="radio"/> 掛金を毎月定額で納付します										毎月の掛金額			2			3		
<input type="radio"/> 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)										0			0			0		
従前の掛金納付方法 (第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)										<input checked="" type="radio"/> 事業主払込			<input type="radio"/> 個人払込					

＜注意事項＞

- この届書は、第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者から、第3号被保険者に変更となった場合に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。（選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。）
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 原則として毎月の掛金額は1/26引落（前年12月分）～12/26引落（11月分）に1回のみ変更可能ですが、種別変更に伴う額変更は年1回の額変更を含めません。そのため、既に同年内に額変更を行っている場合も、種別変更に伴う額変更であれば、申請可能です。
- 種別変更と同時に氏名または住所を変更する場合は「加入者等氏名・住所変更届（K-005号）」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

1 基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号

日中に問合わせができる電話番号を記入してください。（携帯電話の電話番号も可能です。）

3 被保険者種別

- ・該当する被保険者種別の変更内容を選択してください。
- ・該当する□にレ点を記入してください。

4 変更年月日

被保険者種別の変更年月日を記入してください。

5 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0：掛金を毎月定額で納付します」または「1：納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。
- ・「1：納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1：納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」をあわせて提出してください。

6 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0：掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円～23,000円まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。
- ・掛金額を変更しない場合は、現在の掛金額を記入してください。

7 従前の掛金納付方法（第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ）

- ・該当する番号に○印を付けてください。
- ・「1：事業主払込」を選んだ方は、「加入者掛金引落機関連変更届（K-006号）」をあわせて提出してください。
- ・現在の掛金納付方法が個人払込の場合は、現在使用している個人口座を引き続き、利用することができます。